

平成 25 年度第 1 回鴨川市介護保険運営協議会会議議事録

1. 日 時 平成 25 年 10 月 24 日(木) 午後 1 時 30 分から

2. 場 所 鴨川市総合保健福祉会館 2 階 研修室

3. 出席者

(委員 14 名)

中嶋 八良、奈良 節子、伊藤 利子、酒井 龍一、井合 茂夫、黒野 秀樹、
田代 ひろ子、榎本 豊、服部 克巳、島津 清修、香田 道丸、川上 悦子、
小泉 明美、神定 浩明

(市 8 名)

市長 長谷川 孝夫、健康推進課長 牛村 隆一、福祉課長 羽田幸弘、福祉総合相談セ
ンター長 鈴木 幸雄、健康推進課 課長補佐 鈴木 克己、福祉課 課長補佐 渡邊 洋、
健康推進課 介護保険係長 長幡 祐自、健康推進課 保険予防係長 滝口 俊孝

4. 会 議

(1)開 会

(事務局 鈴木補佐)

みなさま、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます。健康推進課の鈴木と申
します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に入ります前に、あらかじめご説明いた
します。

本会議は会議の透明性を図るため、公開となっております。議事録を作成するにあたり、
録音をさせていただき、内容はホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。
次に、本日の流れのご説明、資料確認をさせていただきます。

(本日の流れの説明、資料確認)

(2)委嘱状交付

まず、このあと、委員に 1 名欠員を生じたので、市長から委嘱状の交付をさせてい
たいただきます。

(市長より、島津清修氏に委嘱状を交付)

(3)開会

(事務局 鈴木補佐)

本日、末吉委員より欠席の報告がありました。ただいま 14 名の委員さんの出席をいただ

いております。介護保険条例施行規則第 52 条に「委員の過半数の出席がなければ、これを開き議決することができない」と規定されております。本日は、過半数の委員さんが出席されておりますので、本協議会は成立をいたしました。よって、平成 25 年度第 1 回鴨川市介護保険運営協議会を開会いたします。

(4) 会長あいさつ

(事務局 鈴木補佐)

はじめに、中嶋会長さん、ごあいさつをお願いいたします。

(中嶋会長)

皆様、こんにちは。

本日は、平成 25 年度第 1 回介護保険運営協議会の開催にあたり、委員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。介護保険制度は、平成 12 年度に創設されて以来、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みとして、多くの方に利用され、既に定着したものとなっております。

その一方、1 人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、急速な高齢化など、介護保険を取り巻く状況も年々変化しております。こうした中、市では要介護高齢者の増加にともなう健全な介護保険運営に加え、保健・医療・福祉・介護等の連携による地域の見守り、支え合いの仕組みづくりにも取り組んでいると伺っております。

今年度は第 5 期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の 2 年目の年になります。本日、市からは、この第 5 期計画の初年度であります平成 24 年度の介護保険財政の運営状況や保健福祉事業の実施状況、また平成 25 年度の取り組み等について、説明していただく予定です。委員の皆様方には、円滑なご審議となりますようご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(4) 市長あいさつ

(事務局 鈴木補佐)

続きまして、長谷川市長から、ごあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

皆様、こんにちは。鴨川市長の長谷川でございます。

本日は、介護保険運営協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方には、時節柄極めてご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、先ほど島津清修様におかれましては、本協議会委員として、委嘱をさせていただきましたところ、快くご承諾を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げる次第でございます。さて、第 5 期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画も今年で 2 年目に入りました。委員の皆様には、現在進行中の第 5 期計画の進捗を見据えながら、介護保険制度の円滑な運営に携わっていただいておりますが、この介護保険制度は大きな転換期を迎えていると感じ

ているところでございます。

現在、厚生労働省では、要支援と認定された軽度者向けのサービスを、介護保険給付から市町村事業へ移行することなどをはじめ、介護サービスの自己負担割合の見直しなど、制度の抜本的な改正について議論が進められております。

これらの改正は、介護保険制度を継続するために、国の財政状況等を考慮したものだと思われませんが、一方、当市の介護保険財政においても大きな負担増が予想されるところでございます。

本市の高齢化率は、33.1%と3人に1人が高齢者という超高齢化社会を既に迎えております。高齢化に伴いまして、介護保険の認定者や介護給付費も年々上昇しているところでもございます。

こうした厳しい状況の中ではございますが、高齢者が地域で自立した生活が送れるよう、市では、医療と介護の双方向だけでなく、地域をも取り組んだネットワークの形成、いわゆる「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるところでございます。

更なる高齢化が進むことが予想され、また、国の制度改正等様々な動きもありますけれども、本市といたしましては、医療と介護の連携に加え、専門多職種連携の強化、総合的な介護サービスの充実、介護予防の推進を図ってまいりたいと考えております。

今後も、国の動向に注視しながら、高齢者が住みなれた土地で、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、中嶋会長さんをはじめ、委員の皆様方には、より一層のご指導、お力添えをお願いする次第でございます。

このあと、審議案件として、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の進捗状況、また国の動向等につきましても、担当からご説明させていただきますけれども、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜り、鴨川市における保健福祉の推進、及び、介護保険事業の円滑な運営が図られますよう、ご協力のほどをお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

(5)議件

(事務局 鈴木補佐)

それでは、早速議件に入ります。

鴨川市介護保険条例施行規則第52条第1項の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、議長職を中嶋会長さんをお願いし、進めてまいりたいと思います。それでは、中嶋会長さん、よろしく願いいたします。

(中嶋議長)

あらためまして、議長の中嶋でございます。本日の会議の時間でございますが、1時間半程度とさせていただきますと存じます。皆様のご協力をよろしく願いいたします。

それではここで、本会議の議事録署名人を指名させていただきます。神定浩明委員お願いできますでしょうか。

(神定委員)

どうぞよろしく申し上げます。

(中嶋議長)

それでは、次第にもとづきまして会議を進めさせていただきます。

これより議事に入ります。まず、はじめに、議件(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」を議題といたします。それでは、進捗状況について順をおって、事務局から説明願います。

(事務局 長幡介護保険係長)

介護保険事業の推移について説明します。1ページ目をご覧ください。まず、最初に認定者数の推移でございます。平成24年度の認定者数は全体で2,188人でございます。最も多いのは介護1の468名、続いて介護2の430名ということで、合わせて4割程度を占めております。平成12年度と比較しますと2.4倍にもなっており、毎年約5%ずつ増加しています。

2ページをご覧ください。こちらは認知症の人数になります。Ⅱa以上の方が1,203名と認定者数の約55%を占めています。また、65歳以上のうち10.3%が認知症であるという形です。

続いて、3ページ目をご覧ください。平成25年度の推移でございます。平成24年度と直近の平成25年9月を比較しますと、55名の増加となっております。4ページ目以降は実際に介護を利用している方の人数になります。4ページ目、右上の合計をご覧ください。2,188名のうち居宅のサービスを利用している方が1,355名、約62%、地域密着型サービスを利用している方が155名、約5%、施設に入所している方が397名、18%という内訳でございます。全体で85%の方が介護のサービスを受けているということでございます。

5ページ目は居宅のサービスを受けている方の内訳になります。介護1、介護2の方が多く、全体の約5割という状況です。6ページ目をご覧ください。地域密着型サービスの利用者ですが、介護2、3が5割を超えているという状況です。7ページ目は介護保老人福祉施設で208名、54%、介護老人保険施設で94名、24%、介護療養型で86名、22%という状況です。また、介護4、5の方が6割を超えております。

9ページ目以降が保険給付費の金額でございます。平成24年度は約33億円ということで、平成12年度と比較しますと2.4倍になっております。給付費は毎年5%ずつ上昇しています。

10ページ、11ページは給付費の内訳でございます。給付費3,299,048,938円のうち55%が居宅のサービス、地域密着が8.8%、施設に入所している方が36.2%でございます。続いて、居宅サービスの内訳でございますが、やはり鴨川市は医療機関が多いので、通所リハビリが19.8%と最も多く、続いて通所介護が17.4%、訪問介護が17%という状況でございます。続いて地域密着型サービスの内訳ですが、グループホームが最も多く64.4%、続き

て小規模多機能施設が 24.5%、認知症対応型通所介護が 11.1%という状況です。続いて、施設の内訳ですが、介護老人福祉施設が 47.9%、介護老人保健施設が 22.5%、介護療養型が 29.6%という状況です。なお、全体の給付費ですが、計画値が 3,301,283,867 円でございますので、計画値の割合は 99.9%と概ね計画値どおりに推移しているところでございます。

続いて 12 ページをご覧ください。平成 25 年度の推移でございますが、5 ヶ月分の実績を 5 分の 12 をかけ年間の予定額を算出しましたところ、3,496,191,034 円でございます。計画値は 3,531,828,922 円でございますので、計画値に対する割合は 99.0%と本年度も概ね計画値どおり推移しております。

最後 13 ページ目になります。介護給付費準備基金積立金の状況ですが、おかげさまで順調に推移しておりまして、現在 179,657,864 円と今までで最も多く積み立てることが出来ました。以上、介護保険事業の推移についての説明でございました。

(中嶋議長)

ありがとうございました。続いて、「介護予防事業について」を事務局から説明願います。

(事務局 滝口保健予防係長)

それでは、同じ資料の 14 ページから介護予防事業について説明いたします。まず、①健康づくりの促進ということで、ア、生活習慣病対策の充実です。各種検診等、これは一般会計からの事業ですが、4 月から翌年 3 月にかけて述べ 14,800 人の方を対象に検診を実施する予定です。すでに、総合検診と乳がん子宮がん検診は実施しておりまして、今後、大腸がん検診と骨粗しょう症検診を実施する予定です。

続きまして、特定健康診査等事業でございます。これは国民健康保険特別会計で 6 月から 10 月まで、40 歳から 70 歳までの国民健康保険加入者 2,600 人を対象としております。すでに、集団と施設の検診を実施しておりまして、あわせて特定保健指導を並行して実施しております。

続いて、15 ページをご覧ください。健康診査等事業ですが、こちらは後期高齢者医療特別会計でございまして、6 月から 10 月にかけて 650 人、後期高齢者医療制度加入者を対象に実施しております。健康増進事業、おいしい健康教室ですが、こちらは一般会計で 5 月から翌年 2 月までの 10 回、30 名の方々を対象に予定しております。実際の参加人数は 25 人となっております。次に、イ、食育の推進でございます。栄養改善事業、一般会計事業ですけれども、食生活改善協議会に委託させていただいておりまして、各地区単位で細かい栄養改善のための事業を実施しております。続きまして、ウ、はり、きゅう、マッサージ施術利用者への助成、こちらは一般会計ですが、年間で 2,640 件を予定しており、9 月末現在では 1,135 件の利用がございまして。続きまして、エ、予防接種の促進、予防接種事業、高齢者ワクチン、こちらは法定接種ですが、10 月から 12 月までの 6,000 名、65 歳以上の方を対象にしております。続いて法定外の接種になりますが、高齢者用肺炎球菌ワクチンでございまして、こちらは通年で 350 人を予定しております。

続いて、16 ページ、②介護予防の促進ですが、ここからは介護保険特別会計になります。

まず、二次予防事業の対象者把握事業でございますが、対象者は、要介護状態になる恐れの高い高齢者、介護認定を受けていない方になります。通年で300人を予定しております。高齢者サロン等の集まりにおいて基本チェックリストを実施し、9月末現在では293人実施しております。そのなかで、要介護状態になる可能性の高い方は77名でございます。そのうち、生活機能評価といたしまして、医師の方々に運動機能を評価していただいておりますが、それが9月末現在で3名という状態でございます。続いて、(イ)通所型介護予防事業についてでございます。運動器の機能向上事業として筋力向上トレーニングでございますが、5月から翌年3月まで、30名を予定しているところ、9月末で2名という状況でございます。なお、先ほど説明した生活機能評価を実施した方々が筋力トレーニングに耐えられるかということもしております、生活機能評価とこのトレーニングは結びつくものだご理解いただければと思います。

イ、一次予防施策の推進でございます。こちらは一般の高齢者を対象とする事業でございます。まず、普及啓発推進事業ですが、健康教育、健康相談、こちらは通年で5,000人を対象にしております。続いて訪問指導として150人。17ページに移りまして閉じこもり予防・支援事業、介護予防教室、長生き健康教室ですが、5月から翌年3月まで10回、30人を予定したところ27人の参加をいただいております。続いて、口腔機能の向上事業としまして介護予防教室やパンフレット等による啓発を実施しております。栄養改善事業は、食生活改善協議会に委託しております、高齢者サロンの支援のなかで、うす味週間の定着化等の普及事業を実施しております。なかでも、老人クラブの料理教室を地区別に開催しております、6月から翌年2月まで実施する予定です。

続きまして、(イ)地域介護予防活動支援事業でございますが、地域介護予防活動支援事業、介護予防ボランティアの支援が主なものとなっております。天津小湊介護予防サポーターの皆さんには、5月31日に清澄・四方木で交流会を実施しております。また、11月8日には天津小学校を会場に、元気で鯛まつりを開催する予定です。続きまして、長狭地区健康推進部会です。例年ですと鴨川健康まつりを実施しておりましたが、今年度は各地区単位で健康セミナーを実施する予定となっております。続きまして、長狭地区生活支援・介護予防サポーター養成講座でございます。本年度、新規に取り組む事業でございます、10月から12月まで計7回講座を実施する予定でございます。40人募集のところ、60人受講と非常に多くの皆さんに参加していただいております。最後にスロトレクラブでございます。これは介護予防のための軽運動を実施している団体でございます。今のところ、西条、小湊、長狭の3カ所で開催しております。以上で、説明を終わります。

(中嶋議長)

ありがとうございました。続いて、「高齢者福祉サービスについて」を事務局から説明願います。

(事務局 渡邊課長補佐)

18ページをご覧ください。いつまでも安心して暮せるまちを目指し、高齢者福祉サービ

スの充実を図るため、本市では以下の事業を実施しております。まず、配食サービスでございますが、この事業は1人暮らし高齢者世帯等において、食事の調理が困難な方を対象に、週1回から5回、定期的に訪問し、安否確認や健康状態の異常の早期発見と食の自立支援を目的にしております。

利用者数は、平成25年4月末時点で47人。平成25年9月末時点で42人。4月から9月末までの新規申請者数は2人。4月から9月末までのサービスの内容変更者は5人。4月から9月末までのサービスを中止された方が7人という状況でございます。必要性やサービス量は、高齢者等配食サービス調整会議により決定しております。実際の業務は鴨川市社会福祉協議会に委託しております。昨年度の委託料は13,543,460円でございます。本年度委託している額は13,212,168円でございます。

続きまして、緊急通報システムでございますが、1人暮らし高齢者等が、病気やけが等の緊急事態により救助が必要となったときのために、天津及び小湊地区については特別養護老人ホーム千の風・清澄に、それ以外の地区については特別養護老人ホームめぐみの里に受信センターを配置し、ペンダント形の無線機も備えた緊急通報装置を設置し、緊急時の安全確保に努めております。

また、緊急時に限らず、日常生活における健康問題等に係る相談の受付や定期的な安否確認についても、受信センターにおいて併せて事業を実施しております。19ページをご覧ください。利用者数ですが、平成25年4月末時点で251人。内訳としまして、めぐみの里が179人、千の風が72人でございます。平成25年9月末時点では247人。めぐみの里が179人、千の風が68人でございます。また、4月から9月末までの新規設置台数は7台でございます。

4月から9月末までの事業実績ですが、緊急を要する通報が9件、相談が39件、安否確認が8,061件でございます。平成25年度の予算額は8,256,000円でございます。これは平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

続きまして、安心生活創造事業でございますが、高齢者の見守りや買物など生活の困りごとを支えあい、安心して暮せる地域づくりを目標として、厚生労働省のモデル事業として平成21年度から23年度まで実施し、さらには平成24、25年度と継続して実施しております。鴨川市社会福祉協議会を実施主体として、見守り等推進してまいりましたが、今年度は最終年度ということで地区の区長や組長等、地域で活躍されている皆さんを中心としまして、地域の皆さんの困りごと等を把握するための調査を11月1日より実施する予定でございます。予算は1,600万円でございます。

続きましては、その他の高齢者福祉サービスとしまして、介護認定で非該当とされた高齢者が、自宅で自立した生活を送れるように、家事援助等の軽易な支援や健康・栄養等の助言を行うホームヘルパーの派遣、また、生活習慣の指導等を必要とする高齢者について、一時的な支援を要する場合のショートステイやデイサービス事業を行っております。

それでは20ページをご覧ください。計画で掲げられている中で、地域ささえあい係が担当している事業についてご説明させていただきます。事業名の下には計画の関連ページを掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。計画の第1章「いつも元気

で健康でいられるまち。社会参加と生きがいづくりの促進。交流活動の促進。就労対策の促進」ですが、こちらでは老人クラブ活動等事業として 246 万円の予算を計上しております。また、就労対策としましてシルバー人材センター事業として 710 万円の予算を計上しております。

続きまして、計画の第 2 章「ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち。ささえあいの推進」といたしまして、地域でささえる体制づくり。こちらは先ほど説明しましたが、安心生活創造事業としまして 1,600 万円を予算計上しております。

続きまして、21 ページをご覧ください。計画の第 3 章「いつまでも安心して暮せるまち、高齢者福祉サービスの充実」といたしまして、在宅福祉サービスの充実、生活支援ホームヘルプサービスとしまして 30 万 4 千円を予算計上しております。地域自立生活支援事業、こちらは配食サービス事業でございますが、委託料のほかにかかる事務的経費といたしまして 1,329 万 2 千円の予算計上をしております。緊急通報体制等整備事業につきましては、新規の緊急通報システムの設置と、受診センター装置の保守メンテナンスとして 362 万 1 千円を計上しております。また、緊急時の対応や日常の安否確認の業務委託料としまして 854 万 9 千円計上しております。地域自立支援事業、高齢者孤立防止事業は、1 人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を定期的に訪問する事業で、219 万 4 千円計上しております。

22 ページをご覧ください。生活支援ショートステイ事業としまして 9 万 8 千円。介護予防デイサービス事業としまして 31 万 2 千円。老人福祉施設措置事業としまして、1 億 2,393 万 2 千円。高齢者保護ショートステイ事業としまして 21 万円を計上しております。以上で説明を終わります。

(中嶋議長)

ありがとうございました。続いて、「施設整備の進捗状況について」を事務局から説明願います。

(事務局 鈴木課長補佐)

23 ページをご覧ください。ご承知のとおり、第 5 期介護保険事業計画におきまして、特別養護老人ホームとサービス付高齢者向け住宅の整備を予定しております。その後の進捗状況を説明します。まず、特別養護老人ホームの整備ですが、社会福祉法人永和会が南小町の明治乳業の跡地に整備するものでございます。昨年第 2 回運営協議会からの経緯ですが、平成 25 年 5 月 10 日に工事入札をおこないました。富津市の業者が落札しましたが、後日辞退という状況になりました。千葉県と協議した結果、平成 25 年度整備事業に継続して参画することとなりました。8 月 9 日に平成 25 年度整備事業として県とヒアリングをおこないました。今後のスケジュールとしましては、1 月に社会福祉法人審査会にて整備についての承認、3 月に入札をおこない、工事契約。平成 26 年度の 2 月に工事完了し、平成 27 年度 4 月に開所する予定です。

次にサービス付き高齢者向け住宅ですが、フローラさんがおこなう予定でございまして、前回の運営協議会と内容は変わりませんので、内容は同様でございます。以上でござい

す。

(中嶋議長)

ありがとうございました。続いて、「地域包括支援センター事業」について事務局から説明願います。

(事務局 鈴木福祉総合相談センター長)

資料の1-2をご覧ください。1ページ目は(1)介護予防ケアマネジメント事業でございます。ア、介護予防事業のなかで、二次予防事業対象者、こちらは要介護状態となる恐れの高い虚弱な状態にある高齢者を対象に、今年度は2名予定されています。続いて4ページ目をご覧ください。総合相談事業の受付実績ですが、ア、総合相談受付実績の表で、制度、独居、認知症、介護保険、施設入所、医療、生活全般、家計経済、高齢虐待、権利擁護と相談別に集計しております。制度と介護保険についてが多くなっておりませんが、独居や認知症の相談も多くなっております。ちなみに、要因項目が多くなるほど困難ケースとなります。

続きまして、5ページをご覧ください。(3)包括的・継続的ケアマネジメント事業でございます。1、介護支援専門員への支援についてですが、6月28日に実施しました「多職種連携におけるサービス担当者会議」ということで、日本福祉研究所の國光登志子先生をお招きしましてケアマネジャーの方々に多職種連携について学ぶ機会ということで実施しました。43名参加いただきました。多職種連携につきましては7ページをご覧いただきたいと思いますが、3、認知症多職種協働研修モデル研修としまして、県と協働して研修会を実施しました。

続きまして、8ページをご覧ください。(4)権利擁護事業についてでございます。今年度上半期の相談件数については4件。市長申し立ての件数が1件でございます。特に独居で身寄りのない認知症を有する高齢者等の年金等の金銭管理や医療費や施設利用費の支払い等の相談が多くなっております。親族申し立てにつながる事例は少なく、やむを得ず市長による申し立てにより利用に繋げる事例がほとんどになっています。手続きは煩雑なため、実際に裁判所に提出するまで3ヶ月ほどかかります。

続きまして、12ページをご覧ください。(4)認知症高齢者と家族への支援ということで、そのなかで、イ、認知症サポーター養成事業についてご説明させていただきます。本年度は市役所の職員を対象に認知症サポーターの講習を実施しました。100名を超える職員が受講しました。

続きまして、14ページをご覧ください。地域包括ケアの推進でございます。(1)は福祉総合相談受付の実績でございます。高齢者、障害、児童、その他の相談をワンストップで受け付けております。多くが高齢者の相談となっております。

続きまして、15ページをご覧ください。こちらは、障害者、児童の相談の概要となっております。障害者の相談は精神障害者からの相談が多くを占めております。また、児童の相談については児童虐待についての相談が多く寄せられています。

16 ページDV等その他の相談内訳でございますが、DVや家計等についての相談が多く寄せられています。

17 ページをご覧ください。(3)地域づくりへの支援でございます。地域の支えあい、見守り活動につながる健康福祉のネットワークづくりに努めております。各団体とのネットワークの構築では民生委員や社会福祉協議会と連携を図っております。国のモデル事業といたしまして今年も安心生活創造事業を協働して事業を進めております。今年度の新規事業としまして、③民間事業者との地域見守りネットワークの構築でございます。こちらは、家庭への訪問活動を行う民間事業者と地域の見守りネットワークの構築を目的に、地域見守り協定書を締結しました。具体的には、18 ページの上段をご覧ください。ジェネッツ千葉本店、生活協同組合コープみらい、館山信用金庫、千葉県環境保全センター鴨川部会の7社、以上と契約を締結しております。地域で気付きがあれば連絡を頂くというものでございます。実際に9月には連絡を頂き、緊急に対応したという実績もございます。

続きまして、イ、ボランティア団体等の支援についてでございます。①長狭地区生活支援・介護予防サポーターの養成でございますが、10月から長狭地区を対象におこなっています。

続きまして、19 ページをご覧ください。ウ、その他の地区活動ということでサロン活動について支援させていただいております。

続きまして、20 ページをご覧ください。(4)地域医療連携の推進についてでございますが、こちらは介護保険事業計画の中でも重点項目とさせていただきます。本年度、亀田総合病院、亀田医療大学、市内訪問看護ステーション等と地域の医療課題について意見交換をおこなっております。今後は在宅医療関係者等さらに広げて事業を展開できればと考えております。(5)介護度重度化防止対策事業でございます。昨年度より実施しておりますが、介護度重度化防止推進員2名が地域のサロンに赴き、介護予防のための運動や知識等を指導し、介護予防を推進することを目的にしております。以上で、福祉総合相談センター事業についての説明を終わりにいたします。

続いて、福祉総合相談センター天津小湊について説明いたします。3 ページ(2)は総合相談事業でございます。4月から9月までの6ヶ月で162件でございます。月平均27件あまりでございます。特に介護保険関連のサービスについての相談が多く寄せられています。続きまして8 ページをご覧ください。(2)周知活動についてでございます。開設初年度ということで周知活動に取り組んでまいりました。9 ページは各団体とのネットワークづくりでございます。以上で福祉総合相談センター天津小湊についての説明を終わらせていただきます。

(中嶋議長)

ただいま、事務局から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」、説明がありました。質疑・ご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

(榎本委員)

鴨川市の高齢化率 33%ということだが、平成 12 年の時の高齢化率はいくつだったのか。鴨川市の 33%は一般と比べると高いものと思うが、今後どれくらいになるのか。

(事務局 牛村課長)

平成 12 年度、当時旧天津小湊町と旧鴨川市の合計で高齢化率は 25%でした。また、今後、平成 32 年がピークになる見込みでございます。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 32 年の鴨川市総人口は 31,561 人。内 65 歳以上の人口が 13,059 人で、高齢化率は 41.4%の見込みとなっております。平成 47 年には高齢化率は 45.1%までになる予定です。平成 47 年の 65 歳以上の人口は 11,671 人なので、65 歳以上の人口で言えば平成 32 年がピークとなります。

(榎本委員)

平成 47 年の介護利用者の予想はどれくらいか。

(事務局 牛村課長)

そこまではまだ正確に予測できませんが、仮に認定率が 20%と見込みますと 2,330 人程度だと思われます。平成 32 年でみますと、2,600 人程度だと思われます。

(榎本委員)

要支援の人たちは今後市の単独事業になるのか。

(事務局 牛村課長)

市の事業となっても、要支援の方にも介護保険料をいただいているので、何らかの形で介護保険サービスを使うことになると思われます。

(榎本委員)

第 5 期計画で特別養護老人ホームを計画しているが、現在、待機者は介護度別で何人いるか。

(事務局 鈴木補佐)

介護 1 が 33 名。介護度 2 が 47 名。介護度 3 が 66 名。介護度 4 が 65 名。介護度 5 が 40 名。合計で 251 名でございます。

(事務局 牛村課長)

なお、待機者の中には介護老人保健施設等に入所中の人もありますので、全員が在宅ではありません。また、比較的重度の方が特別養護老人ホームに入所することを希望しております。

(服部委員)

地域ささえあいの事業について。安心生活創造事業終了後、市はどのようにこれを鴨川市全体に広げていくつもりか。

(事務局 羽田課長)

この事業を通じて皆さんの意識がどう変化したのかを見る為、現在アンケート調査を実施しております。アンケート結果については、皆さんの意識がどう変化してきたのかということを含めて、これからの地域づくりの推進に役立てていこうと考えております。長狭地区全体でもサポーターの自主的な動きもございます。市の動きとしては、時間をかけながら社協さんと協力し、地域の様子を見ながら対応していきたいと思っております。

(服部委員)

長狭地区は元々まとまりのいい地区だと認識している。主基のふれあいサポーターのようなものは市全体に広めた方がいいだろう。最近、孤独死が多くなっているとテレビなどでは放送している。都会の団地などでは階ごとに1人暮らしの人を見守る体制ができています。団地の階ごとにやっているものを平面的に広げられたら良いのではないかと。近所で声かけ等、社会福祉協議会の食事支援は当初1人暮らしの安否確認のために始まったと聞きますが、段々受ける人も減ってきており、年160万ぐらいかかっている。このままだと社会福祉協議会は10年から15年で廃業しなくてはならなくなる。無駄な事業を減らし、主基のふれあいサポーターのようなものでカバーしたいと考えている。事業の見直しをした方が良いのではないかと。思う。

(中嶋議長)

ただいまのご意見は、市に今後検討していただくということによろしいですか。

(服部委員)

結構です。

(嶋津委員)

老人クラブは社会福祉協議会と密接な関わりがあり、社会福祉協議会が廃業になると老人クラブも解散しなくてはいけなくなる。最近高齢者の交通事故死が多い。1ヶ月で3名もの人が亡くなった。4月には西条で1名亡くなっている。老人クラブでは今月から連絡網を作ることにした。鴨川市全体で33団体あり、1,200人の加入者がいる。鴨川市内の65歳以上で介護認定を受けていない元気な人は9,000人くらいいるのではないかと。1人暮らしの人がポストに新聞が溜まっているなど異変に気がついた時ではもう遅い。そういった時に老人クラブの連絡網は役に立つと思う。今後、高齢者がますます増えて行くので市の皆様には一層のご支援ご協力をお願いしたい。

(中嶋議長)

ただいまのご意見は、羽田課長さん中心にご検討をお願いしたいと思います。

(黒野委員)

要支援者が介護保険から外された場合、どのような対応を考えているか。

(事務局 牛村課長)

平成 27 年度、第 6 期から外されると言われている。支援の人たちがどのような介護サービスを利用して生活しているのかは、これから精査し把握していきたい。支援の人が廃止になってからも今の生活が維持できるようにしなくてはいけないと考えている。市民・利用者の目線に立って考えていきたい。なお、現在要支援の人は 453 名で給付費は 1 億 2,000 万。要支援の方たちにも介護保険料はいただいているので、介護保険のサービスを何らかの形で利用できるようにと考えている。

(伊藤委員)

資料 1 - 2、17 ページ。現在、鴨川市では資料に載っている団体のみに委託しているか。また、今後の提携予定について教えていただきたい。

(事務局 鈴木福祉総合相談センター長)

現在、協定と形でお願いしている事業者は資料 1 - 2 に掲載している団体のみです。民間事業者のなかには新聞社等、自主的におこなっているところもございます。今後、郵便・宅配業等徐々に広げていけたらと考えています。

(奈良委員)

資料 1 - 1、17 ページに関連して。安房管内では高血圧や糖尿病の人が多いため、活動の中で塩分測定等は必ずしている。食生活改善事業には年配の方が多い。若い人にも出て欲しい。また、介護予防サポーターや食改等重複してやっており、年配の人も多い。その方々はすでに多くの事業や活動を行っており、年配の人が色々やるのは大変。市として呼びかけの対象者に幅を持たせてはどうでしょうか。

(事務局 鈴木福祉総合相談センター長)

長狭地区の介護予防サポーターについては、40 名の募集に対して 60 名応募がありました。募集に関しては、色んな方に参加していただきたいと考えており、地区組織の関係者にお声がけをしたり、または地区の社会福祉協議会の方にお声がけをしたり、市の広報など一般に募集をかけさせていただきました。奈良委員さんのおっしゃるとおり、なかには高齢な方もおられますが、とても熱心に活動している方もいらっしゃいます。今後は、高齢者同士の相互扶助ということも考えながら、介護予防サポーターの事業を推進してまいりたいと考えています。

(井合委員)

1-1、16 ページについて。1 番大事なのは介護保険を使う人が減ることだと思います。その手前のところの二次予防は重要だと考える。生活機能評価の予定人数 30 名のところ 3 名しか実施していない。運動器の機能向上事業も予定人数 30 名のところ、現在 2 名だがこれで良いのか。今後、対策等は考えているか。

(事務局 滝口保健予防係長)

昨年度もこの事業は参加者が 5 名でした。二次予防対象者 77 名いると判定されているにもかかわらず、実際には二次予防事業をやりたいという方があまりいないという現実がございます。この国のやり方では限界があるかと私たちも考えております。二次予防、一次予防の枠にとらわれず、お住まいの地区で活動の機会があればということで、スロトレクラブや高齢者サロン等に力を入れております。ご理解いただければと思います。

(井合委員)

つまり、数字にとられる必要はないということか。

(事務局 滝口保健予防係長)

はい。数字を増やそうと思っけていても、希望していただけないという背景があります。専門的ではないかもしれませんが、一次予防に力をいれております。

(伊藤委員)

サロンで特別養護老人ホームの協力を得てイスに座っての運動の方法を教わっている。今後、他のサロンでもこういう運動を広めていけばお金をかけないで予防になるのではないか。

(事務局 鈴木福祉総合相談センター長)

相談センターでは介護度重度化防止委員を任命いたしまして、各地区のサロンに派遣しております。地区サロンのカラーに合わせて、そのなかで出来る運動に取り組んでおり、楽しく体操等をやってもらえるようにしております。サロンの数も増えておりますので、すぐに全てにというわけにはいきませんが、少しずつ広がっていければと考えております。

(中嶋議長)

他に質疑・ご意見もないようでございますので、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」は、ご了解をいただけますでしょうか。

異議なしの声。

(中嶋議長)

ご異議もないようですので、ご了解いただいたものと認めます。次に、2点目の「地域密着型サービス事業所の指定変更について」を議題とします。事務局より説明願います。

(事務局 長幡介護保険係長)

それでは、資料2をご覧ください。「地域密着型サービス事業所の指定変更について」ということで、東江見にごさいます施設ですけれども、今までは1階部分が小規模化機能ホーム花水神海香、2階部分がグループホーム月の海という形でごさいました。こちらの1階部分小規模多機能ホームを廃止いたしまして、2階と同じくグループホームに変更したいというものでごさいます。変更後でごさいますけれども、施設名は1階2階あわせて「グループホーム花水神」となりまして、2ユニット、1階2階それぞれ9名ずつ計18名という形になります。なお、現在小規模多機能で利用されている方は13名おりますが、今回グループホームということでご承認いただければ、8名は引き続き利用したいと希望しております。残りの5名は中原病院の系列のサービスを利用する予定となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

(中嶋議長)

ただいま、事務局から「地域密着型サービス事業所の指定変更について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

異議なしの声。

(中嶋議長)

「地域密着型サービス事業所の指定変更について」は、事務局からの説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。ご異議もないようでごさいますので、ご承認をいただいたものと認めます。次に、3点目の「第6期介護保険事業計画策定に向けた基礎調査について」を議題とします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 長幡介護保険係長)

それでは、資料3をご覧ください。今年度は介護保険事業計画の2年目ということでごさいます。基礎調査をおこなう年となっております。こちらは前回、第4期の2年目、平成22年度においても同様に調査を実施しております。アンケートの対象者でごさいます。一般高齢者65歳以上の方が2,500名、若年者40歳以上65歳未満の方が1,000名、介護認定者が1,250名、居宅介護支援専門員が40名、介護サービス事業所が60事業所でごさいます。今後の予定ですが、業者に委託することになっておりまして10月30日に入札にて業者を決定いたします。その後、12月過ぎになるかと思いますが、郵送にてアンケートを送付し、無記名で返送していただきます。なお、2ページ以降が国から示されたものでごさいます。今後業者と内容を精査し鴨川市にあったものにする予定です。なお、アンケート結果については次回運営協議会で報告したいと思っております。

(中嶋議長)

ただいま、事務局から「第6期介護保険事業計画策定に向けた基礎調査について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(服部委員)

このアンケートの回答率はどのくらいか。

(事務局 長幡介護保険係長)

今回は、一般高齢者 71.2%、若年層 54.5%、要介護認定者 54.4%、ケアマネージャー 85%、事業所 73.3%でございます。

(中嶋議長)

他に、質疑等ございませんか。なければ、「第6期介護保険事業計画策定に向けた基礎調査について」は、事務局から説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

異議なしの声。

(中嶋議長)

ご異議もないようでございますので、ご承認いただけたものと認めます。次に、4点目の「予防プランの居宅介護支援事業所への委託について」を議題とします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 鈴木福祉総合相談センター長)

それでは、資料4をご覧ください。平成25年度鴨川市福祉総合相談センター介護予防支援業務委託についてでございます。表面が(1)介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所の委託、鴨川市福祉総合相談センター分でございます。そして、裏面の(2)が福祉総合相談センター天津小湊分でございます。(1)につきましては、株式会社千葉薬品さんへ委託するものでございます。居宅介護支援事業所名はヤックスケアセンター館山でございます。こちらは、利用者本人がヤックスケアセンター館山での担当を希望したものでございます。続きまして、裏面の福祉総合相談センター天津小湊でございますが、4月から開設させていただいております。新規と言うことで宏和会をはじめ17事業所に委託しているところでございます。こちらは鴨川市総合相談センターが委託していたものを引き継いで契約したものがほとんどでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(中嶋議長)

ただいま、事務局から「予防プランの居宅介護支援事業所への委託について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。なければ、「予防プ

ランの居宅介護支援事業所への委託について」は、事務局から説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

異議なしの声。

(中嶋議長)

ご異議もないようでございますので、ご承認をいただけたものと認めます。次に、5点目の「福祉(介護)人材確保策について」を議題とします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 鈴木福祉総合相談センター長)

それでは、資料5をご覧ください。「福祉(介護)人材確保対策について」でございますが、福祉人材が不足している問題につきましてもこの運営協議会においても深刻な状況であるとお話をいただいております。そこで、本年、有資格者で業務に従事されていない方を対象に再就業の促進につなげる対策をおこなうものでございます。鴨川市と鴨川市訪問介護事業者協議会との協働で、目的としましては、ホームヘルパーや介護福祉士等の資格を持ちながら個人的事情等により、介護現場で未就労な人を再就職につなげる機会とするものでございます。場所はふれあいセンターを予定しております。対象者は、「訪問介護養成研修の修了者で1級2級の資格を持ち現在就業していない人。介護福祉士・社会福祉士の有資格者で現在就業していない人」で、講習会としては3回予定しております。1回目は12月22日に介護保険の動向についての講義、介護ヘルパー活動についての落語公演等でございます。現在、従事されていない方がこうした公演を通じてヘルパーの業務について再発見していただこうと考えております。また、再就職したい方に対して就業相談コーナーを設けております。また、1月には介護福祉士による介護技術の講義、実技演習を予定しております。2月にはあらためて実習を予定しております。定員は40名を予定しております。広報鴨川や各ヘルパー事業所、社会福祉協議会等にご案内させていただきたいと考えております。以上でございます。

(中嶋議長)

ただいま、事務局から「福祉(介護)人材確保策について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(井合委員)

趣旨に大賛成です。ところで、資料5の参加対象予定者40名となっているが、どれくらいの分母を予定しているか。また、なぜ有資格者なのに就業していないか。アンケートをとるなどして理由は把握しているのか。自分の親を介護していたり、職場環境がよくないなどの様々な理由があると思われる。午前中だけなら働ける等の人もいると思うので、市としてもその辺りをアプローチしていただきたい。

(事務局 鈴木福祉総合相談センター長)

人材の分母は養成機関に問い合わせしたところ、1,200名程度を予定しております。養成機関でもご理解いただきまして、今回の案内はしていただけることとなっております。続いて、就労していない理由につきましては、以前に他の機関等で実施しましたアンケートや国の資料等を参考にさせていただいております。やはり、介護については厳しい話が多く、就業していない理由は夜勤、仕事がきつい、腰を痛めた、賃金の問題等様々でございます。再就業するという前提にたって今回のカリキュラムは実施するところでございます。職場の改善のアプローチでございますが、各事業所それぞれ色々な考えがあってやっているとしますので、働きやすい職場づくりということで、こちらは今後の検討にさせていただきたいと思っております。

(井合委員)

私は24時間の介護サポートできる場所があればいぶん違ってくるのではないかと思っております。事業所の個別の事情はやむを得ないと思っておりますが、鴨川市としてこの地域の介護システムをどうするのかという明確なビジョンがあれば、何らかの形で主張や指導ができるのではないかと思っております。特別枠で夜だけ働くという人がいてもいいと思う。

(榎本委員)

ある県では市民全員がヘルパーの資格をとるといった事業があると聞いた。潜在を掘り起こすというより、資格をとって待機してもらうことも必要ではないか。底辺を広げるような施策もいいと思う。介護が必要になったら元気な方が介護すればいい。人に介護を頼むのではなく、自分自身が介護をするといった考え方を普及させることもいいと思う。

(中嶋議長)

ご提言ありがとうございます。市のほうでも検討してください。

(川上委員)

各委員さんからお話のあった24時間体制の件ですが、うちの事業所では働ける時間の希望をとってやってもらってます。夜の11時まで営業させていただいて、今1番遅い時間だと夜9時の方がいます。この地域だと車が絶対に必要で、また、夜1人での対応は危険なので2人対応であることも必要です。都会の24時間対応と田舎の24時間対応では事情が異なることをご理解いただきたい。ヘルパーの養成講座ですが、今年度から初任者研修といった新しい研修が始まりました。亀田とヤックスで講座がありますが、授業を受けるのに8万円程度かかります。また、試験もあり、時間もかかります。ヘルパーの資格をとりたくても、時間とお金がかかるといった事情から途中で資格取得を諦めてしまう方もいます。亀田の養成講座も17名しか希望者がいなかった。現状ですと、有資格者を掘り起こすしかないと思っております。

(事務局 牛村課長)

今頂いたお話はとても重要だと思います。今後、高齢化は進行に伴い、介護認定者も増えていきます。今年度、第6期事業計画を踏まえて市として基礎調査をおこないますが、就労等介護環境がどのような形になるのがよりよいものなのか、今後の国の施策と併せて考えて参りたいと思います。ご理解賜りたいと思います。

(田代委員)

訪問看護は365日24時間、携帯電話を持って、夜中1時でも2時でも1人で行っています。井合先生がおっしゃっているとおり、人材不足は深刻な問題ですので、多職種連携はとても重要なことだと思います。施設入所は非常にお金がかかります。在宅の方が安くできるので、市には在宅でできるようご協力いただきたい。また、他職種での在宅サービスの推進を考えて欲しい。

(中嶋議長)

他にご意見等なければ、「福祉(介護)人材確保策について」は、事務局から説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

異議なしの声。

(中嶋議長)

ご異議もないようでございますので、ご承認をいただけたものと認めます。次に、6点目の「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う国の動きについて」を議題とします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 牛村課長)

それでは資料6をご覧ください。平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画にあわせての国の改正でございます。現在、内容については審議中ですが、把握している段階のものとしてご理解いただきたいと思います。介護予防と認知症の対策が第一点目となります。今回の改正は介護保険財政の健全化というものが目的となっております。2点目は「要支援1、2」の軽度者向けサービスを、保険給付費から切り離し市町村事業に移行するというものでございます。3点目としましては、一定以上の所得を有する方の負担を、現在1割のものを2割にするというものでございます。一定の所得とはどのくらいかということ、所得額では160万円以上の方ということで案がでております。鴨川市では約2割450名程度の方がその対象者となっております。4点目といたしましては、こちらは低所得者の所得・居住費の負担軽減費支給の要件に、資産を勘案するものでございます。特別養護老人ホーム等に入所している方は、別途、介護サービス以外に食費と居住費がかかります。これらについては現在、低所得者住民税非課税世帯の方を対象に補足給付して

おりましたが、改正後は資産を勘案して補足給付する方向で検討されています。預貯金、有価証券、不動産、こうしたものを勘案して負担軽減を図っていくものでございます。今までもよりも要件が厳しくなっていきます。5点目は、特別養護老人ホームに係る入所要件の見直しでございます。改正案では要介護3から要介護5という形でございます。要介護1、2は対象にならないというものです。なお、待機者251名のうち要介護1、2の方は80名ほどいらっしゃいます。6点目は低所得者への配慮ということで、市民税非課税世帯の方に対して介護保険料を減免するというものです。財源としましては、消費税の増額に伴いまして、その増税分で補填するというものです。もう一点、介護保険料の段階設定の見直しでございます。今現在6段階となっている保険料を9段階とし、段階をきめ細かくするものでございます。保険料の設定の際には運営協議会のなかであらためて委員の皆様にお伺いしたいと存じます。自然増というものもございまして、そうしたことを含めて介護保険料を決定し、条例改正させていただきたいと思っております。

これが現在での改正案でございます。今後、国会等で審議され内容もいろいろと変わってくるものと思っておりますのでご了承ください。以上でございます。

(中嶋議長)

ただいま、事務局から「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う国の動きについて」説明がありました。

質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(神定委員)

高齢化率が今後45%程度になると言われている。特別養護老人ホームの入所は介護度3以上でないと入所できなくなる。現在、うちの施設では介護度1・2が要介護者のうち3割程度。在宅でできれば良いが、老々介護だったり独居だったりで家に帰れない人もいます。これについては難しい課題だが、市には何とか対策をお願いしたい。

また、小規模多機能施設についてですが、中学校区に1つ程度あったほうがよいと思っていたが、一方、利用数を見ると経営的にも厳しいところもあるように感じる。市としてこの小規模多機能施設を推進する予定なのかどうなのか等お聞かせいただきたい。

(事務局 牛村課長)

貴重なご意見ありがとうございます。ご本人の生活を重視して、そのなかで特別養護老人ホームに入所するという考え方はあると思っております。また、要介護1、2については地域密着型サービスの利用も考えられます。市指定の施設でもございます小規模多機能施設は必要であると考えます。市内ではフローラがよい事例でして、こちらは看護師等医療との連携が密接に出来ております。先程お話のあった24時間訪問看護というものもありますし、地域密着型サービスとしてもある程度は医療の連携等加味しながら整備について推進してまいりたいと思っております。

(香田委員)

病院からの退院時に相談を受けるのですが、介護者がいるのかどうかというところもございます。都会と地方では事情が異なるという話もございましたが、夜間誰も見る人がいないと施設とかに入るしかない。夜間の対応を重視することによって在宅が可能になるのではないかと思う。

(小泉委員)

グループホームはある程度の自立が求められるが、要介護1・2の人が特別養護老人ホームに入れない場合、利用料の問題もあるが、ぜひグループホームを検討していただければと思います。

(中嶋議長)

他にご意見等なければ、「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う国の動きについて」は、事務局から説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

異議なしの声。

(中嶋議長)

ご異議もないようでございますので、ご承認をいただけたものと認めます。皆さんから多くの貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。事務局におきましては、今後の運営を進めていく中で、本日、皆さんから提案された意見や提言を踏まえて、進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の議件の審議が全て終了いたしましたので、以上をもちまして議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局 鈴木課長補佐)

次回、第2回運営協議会につきましては、平成26年3月27日を予定しております。日程が決まり次第ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、鴨川市介護保険運営協議会を閉会いたします。

以 上

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、議事録の内容について確認し署名します。

平成26年1月22日

委 員 _____ 神定 浩明 _____